

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1,343,158
	01 使用料	1,342,928
	02 手数料	230
02 繰入金		3,682,000
	01 一般会計繰入金	3,682,000
03 諸収入		55,841
	01 都預金利子	3
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	55,837
04 都債		1,118,000
	01 都債	1,118,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		6,199,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 と場事業費		6,199,000
	01 と場事業費	6,199,000
歳 出 合 計		6,199,000

第2号 債務負担行為（工事請負契約）

（単位 千円）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	大動物Cライン空調設備改修工事	令和6年度	461,000
2	大動物Cライン機械設備輸出対策工事	令和6年度	291,000
3	大動物Cラインと畜設備改修工事	令和6年度	43,000
4	水処理センター原水槽改修工事	令和6年度	145,000
	合 計		940,000

第3号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起債の目的	
1	と場事業費	1,118,000

令和5年度東京都都営住宅等事業会計予算

予算総則

令和5年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,889,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	270,875
	01 負担金	270,875
02	使用料及手数料	66,977,279
	01 使用料	66,976,891
	02 手数料	388
03	国庫支出金	32,783,577
	01 国庫負担金	32,251,080
	02 国庫補助金	532,497
04	財産収入	2,450,269
	01 財産運用収入	2,450,269
05	繰入金	27,601,610
	01 一般会計繰入金	26,010,547
	02 特別会計繰入金	1,500,000
	03 公営企業会計繰入金	91,063
06	諸収入	5,088,389
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	655,732
	03 雑入	4,432,607

07 都債		32,717,000
	01 都債	32,717,000
08 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		167,889,000

歳出 (単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 都営住宅等事業費		167,889,000
	01 都営住宅等事業費	167,889,000
歳 出 合 計		167,889,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			16,536,000
	01 都営住宅等事業費		16,536,000
		1 住宅管理事業	263,000
		2 住宅建設事業	16,273,000

第3号 債務負担行為 (工事請負契約)

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	都営住宅等営繕工事	令和6年度～令和7年度	1,319,610
2	公営住宅建設工事	令和6年度～令和8年度	51,312,235
3	都営住宅耐震改修工事	令和6年度～令和7年度	1,857,000
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和6年度～令和8年度	789,690
	合計		55,278,535

第4号 都債

（単位 千円）

<p>(1) 起債の目的及び起債限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>起債の目的</th> <th>起債限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都営住宅等事業費</td> <td>32,717,000</td> </tr> </tbody> </table>		番号	起債の目的	起債限度額	1	都営住宅等事業費	32,717,000	<p>(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。</p> <p>(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p>
番号	起債の目的	起債限度額						
1	都営住宅等事業費	32,717,000						

令和5年度東京都営住宅等保証金会計予算

予算総則

令和5年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,362,000千円、歳出2,167,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	731,000
	01 住宅保証金収入	628,000
	02 定期借地権保証金収入	103,000
02	繰入金	1,554,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,554,000
03	諸収入	1,000
	01 住宅保証金利子収入	900
	02 定期借地権保証金利子収入	100
04	繰越金	8,076,000
	01 繰越金	8,076,000
歳 入 合 計		10,362,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	667,000
	01 住宅保証金返還金	666,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	1,500,000
	01 繰出金	1,500,000
歳 出 合 計		2,167,000

歳入歳出差引残額 8,195,000千円

令和5年度東京都都市開発資金会計予算

予算総則

令和5年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,115,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	6,110,191
	01 財産運用収入	13,916
	02 財産売却収入	6,096,275
02	繰入金	4,250
	01 一般会計繰入金	4,250
03	諸収入	558
	01 都預金利子	558
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		7,115,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		7,115,000
	01 用地費	7,115,000
歳 出 合 計		7,115,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

令和5年度東京都用地会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,158,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為（物件購入契約等）」による。

（都債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	2,054,810
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	2,054,809
02	繰入金	251,000
	01 一般会計繰入金	251,000
03	諸収入	342
	01 都預金利子	342
04	都債	9,959,000
	01 都債	9,959,000
05	繰越金	3,892,848
	01 繰越金	3,892,848
歳 入 合 計		16,158,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		16,158,000
	01 用地買収費	16,158,000
歳 出 合 計		16,158,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01 用地費			312,000
	01 用地買収費		312,000
		1 公共用地先行取得	312,000

第3号 債務負担行為（物件購入契約等）

（単位 千円）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	諸用地先行取得事務に関する測量委託	令和6年度	45,061

第4号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	起債限度額	
1	公共用地先行取得費	9,959,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他
			ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和5年度東京都公債費会計予算

予算総則

令和5年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,105,470,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		1,315,212
	01 財産運用収入	1,315,212
02 繰入金		949,840,184
	01 繰入金	949,840,184
03 諸収入		541,604
	01 都預金利子	803
	02 雑入	540,801
04 都債		153,773,000
	01 都債	153,773,000
歳 入 合 計		1,105,470,000

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,105,470,000
	01 公債費	1,105,470,000
歳 出 合 計		1,105,470,000

第2号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

（単位 千円）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 5 年度～令和 45 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	起債限度額	
1	一般会計借換債	132,261,000	
2	都営住宅等事業会計借換債	21,512,000	
合 計		153,773,000	
			(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和5年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和5年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,219,915千円、歳出1,584,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	18
	01 手数料	18
02	繰入金	874,533
	01 公営企業会計繰入金	874,533
03	諸収入	7,523
	01 都預金利子	3
	02 雑入	7,520
04	繰越金	2,337,841
	01 繰越金	2,337,841
歳 入 合 計		3,219,915

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	臨海都市基盤整備費	1,584,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,584,000
歳 出 合 計		1,584,000

歳入歳出差引残額 1,635,915千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 臨海都市基盤整備費			285,000
	01 臨海都市基盤整備費		285,000
		1 臨海都市基盤整備	285,000

第3号 債務負担行為(工事請負契約)

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	豊洲地区整備工事	令和6年度	329,418

令和5年度東京都工業用水道事業清算会計予算

予算総則

令和5年度東京都工業用水道事業清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入27,655,686千円、歳出23,206,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	1
	01 手数料	1
02	財産収入	3,301,000
	01 財産運用収入	1,000
	02 財産売払収入	3,300,000
03	諸収入	6,115
	01 都預金利子	1,000
	02 受託事業収入	2,000
	03 物品売払代金	1,803
	04 雑入	1,312
04	引継金	24,348,570
	01 引継金	24,348,570
歳 入 合 計		27,655,686

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	工業用水道事業清算費	23,206,000
	01 工業用水道事業清算費	23,206,000
歳 出 合 計		23,206,000

歳入歳出差引残額 4,449,686千円

令和5年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	502,000 t	5,302億円
青果物	1,747,000 t	7,455億円
畜産物	78,000 t	1,191億円
花き	1,184,000千本	939億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	153,451㎡
仲卸業者売場	39,886㎡
事務所	115,834㎡
その他	388,270㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	23,403,000千円
第1項 営業収益	18,222,875千円
第2項 営業外収益	5,180,125千円
収入合計	23,403,000千円

支出

第1款 市場事業費	43,526,000千円
-----------	--------------

第1項 営業費用	33,891,444千円
第2項 営業外費用	2,950,317千円
第3項 特別損失	6,683,239千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	43,526,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,467,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	28,000千円
第1項 国庫補助金	28,000千円
収入合計	28,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	45,495,000千円
第1項 建設改良費	5,628,457千円
第2項 企業債償還金	39,848,000千円
第3項 投資	9,000千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	45,495,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市場管理運営事業	令和6年度～令和8年度	6,204,000千円
中央卸売市場経営強靱化推進事業	令和6年度	36,000千円
旧築地市場解体工事	令和6年度～令和7年度	718,000千円

市場建設改良事業	令和6年度～令和7年度	4,481,000千円
合 計		11,439,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,107,000千円である。

令和5年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

施設建築物工事	483,707千円
公共施設工事	20,110千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	65,165千円
第1項 営業外収益	65,165千円
収入合計	65,165千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	10,000千円
第1項 営業費用	8,689千円
第2項 営業外費用	1,311千円
支出合計	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,576千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	2,936,424千円
-----------	-------------

第1項 一般会計負担金	960千円
第2項 公営企業会計負担金	1,959,000千円
第3項 国庫補助金	620,090千円
第4項 都市再開発事業収入	160,944千円
第5項 雑収入	195,430千円
収入合計	2,936,424千円

支出

第1款 資本的支出	2,944,000千円
第1項 都市再開発事業費	2,938,597千円
第2項 国庫補助金返還金	5,403千円
支出合計	2,944,000千円

令和5年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	6,087㎡
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1,544,153㎡
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		2,725,000千円
環境整備事業		1,000千円
道路橋梁整備事業		1,000千円
埋立改良事業		1,619,000千円
臨海副都心建設事業		5,758,000千円
臨海副都心改良事業		1,040,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	16,347,000千円
第1項 営業収益	13,503,975千円
第2項 営業外収益	2,843,015千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	16,347,000千円

支出

第1款 開発事業費用	14,892,000千円
------------	--------------

第1項 営業費用	5,193,000千円
第2項 営業外費用	1,199,230千円
第3項 特別損失	8,499,770千円
支出合計	14,892,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,816,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	7,000千円
第1項 雑収入	7,000千円
収入合計	7,000千円

支出

第1款 資本的支出	12,823,000千円
第1項 埋立事業費	12,823,000千円
支出合計	12,823,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
一般管理事業	令和6年度	214,000千円
埋立地造成事業	令和6年度	6,450,000千円
埋立改良事業	令和6年度	3,522,000千円
埋立諸事業	令和6年度	7,000千円
臨海副都心建設事業	令和6年度	2,633,000千円
臨海副都心改良事業	令和6年度	1,542,000千円
臨海副都心諸事業	令和6年度	431,000千円

合計

14,799,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は18,320千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和5年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747㎡

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	2,914,767千円
港湾施設改良事業	1,147,633千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,869,000千円
第1項 営業収益	4,334,309千円
第2項 営業外収益	534,681千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,869,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	4,079,000千円
第1項 営業費用	3,816,000千円
第2項 営業外費用	262,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	4,079,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,335,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	457,000千円
第1項 企業債	456,000千円
第2項 雑収入	1,000千円
収入合計	457,000千円

支出

第1款 資本的支出	4,792,000千円
第1項 建設改良費	4,062,400千円
第2項 投資	729,600千円
支出合計	4,792,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理運営事業	令和6年度	390,000千円
港湾施設の撤去	令和6年度	2,386,000千円
港湾施設整備事業	令和6年度	3,436,000千円
港湾施設改良事業	令和6年度	480,000千円
合 計		6,692,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的及び限度額
東京港埠頭株式会社貸付金 456,000千円
- 起債の方法
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
- 利率
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
- 償還の方法
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
- その他
 - 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
 - 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
 - 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
 - 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
 - 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は720千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和5年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,458両	43,228千km	212,169千人	579,697人
乗合	1,453両	42,956千km	211,825千人	578,757人
貸切	5両	272千km	344千人	940人
軌道事業	33両	1,466千km	16,687千人	45,593人
新交通事業	100両	8,152千km	30,728千人	83,956人
懸垂電車事業	0両	0千km	0千人	0人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	44,054,000千円
第1項 営業収益	42,165,000千円
第2項 営業外収益	1,889,000千円
第2款 軌道事業収益	7,624,000千円
第1項 営業収益	3,089,000千円
第2項 営業外収益	4,535,000千円
第3款 新交通事業収益	8,190,000千円
第1項 営業収益	6,334,000千円
第2項 営業外収益	1,856,000千円

収入合計	59,868,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業費	46,702,000千円
第1項 営業費用	44,721,000千円
第2項 営業外費用	1,961,000千円
第3項 特別損失	20,000千円
第2款 軌道事業費	7,817,000千円
第1項 営業費用	3,274,000千円
第2項 営業外費用	4,543,000千円
第3款 新交通事業費	8,996,000千円
第1項 営業費用	6,952,000千円
第2項 営業外費用	2,044,000千円
支出合計	63,515,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,217,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	5,620,000千円
第1項 企業債	5,504,000千円
第2項 一般会計補助金	13,379千円
第3項 財産収入	45,160千円
第4項 雑収入	57,461千円
第2款 軌道事業資本的収入	179,000千円
第1項 企業債	179,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	5,660,000千円

第1項 企業債	4,956,000千円
第2項 一般会計出資金	704,000千円
収入合計	11,459,000千円

支出

第1款 自動車運送事業資本的支出	7,821,000千円
第1項 建設改良費	5,621,000千円
第2項 企業債償還金	2,200,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	179,000千円
第1項 建設改良費	179,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	6,676,000千円
第1項 建設改良費	3,524,000千円
第2項 企業債償還金	3,152,000千円
支出合計	14,676,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	令和6年度	776,000千円
軌道改良事業	令和6年度	325,000千円
軌道補修事業	令和6年度	14,000千円
軌道受託工事	令和6年度～令和8年度	6,524,000千円
新交通改良事業	令和6年度～令和9年度	2,950,000千円
新交通補修事業	令和6年度～令和7年度	719,000千円
合 計		11,308,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	8,503,000千円
借換費	2,136,000千円
合計	10,639,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は13,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,347,379千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は403,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	80両

令和5年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1,252両
2 年間走行距離	127,562千km
3 年間輸送人員	843,795千人
4 一日平均輸送人員	2,305,451人
5 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	20,000,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	162,813,000千円
第1項 営業収益	144,261,000千円
第2項 営業外収益	18,552,000千円
収入合計	162,813,000千円

支出

第1款 高速電車事業費	162,073,000千円
第1項 営業費用	152,721,000千円
第2項 営業外費用	9,352,000千円
支出合計	162,073,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52,705,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	56,938,000千円
第1項 企業債	24,000,000千円
第2項 一般会計出資金	14,022,000千円
第3項 国庫補助金	2,069,447千円
第4項 一般会計補助金	2,299,385千円
第5項 有価証券償還金収入	14,500,000千円
第6項 雑収入	47,168千円
収入合計	56,938,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	109,643,000千円
第1項 建設改良費	72,700,000千円
第2項 企業債償還金	24,913,000千円
第3項 投資	12,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	109,643,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	令和6年度～令和9年度	33,973,000千円
地下鉄補修事業	令和6年度～令和7年度	6,720,000千円
地下鉄受託工事	令和6年度～令和7年度	531,000千円
合 計		41,224,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業 24,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は42,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は8,500,385千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,376,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
工作物	地下鉄施設	一式

令和5年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	106,825MWh
3 一日平均販売電力量	291,872kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,237,000千円
第1項 営業収益	1,213,000千円
第2項 営業外収益	24,000千円
収入合計	1,237,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,475,000千円
第1項 営業費用	1,328,000千円
第2項 営業外費用	147,000千円
支出合計	1,475,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	130,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	130,000千円
支出合計	130,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
発電改良事業	令和6年度	693,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和5年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 555, 500, 000㎡
2 一日平均配水量	4, 250, 000㎡
3 給水件数	7, 926, 000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	19, 400, 000千円
送配水施設整備事業	152, 400, 000千円
給水設備整備事業	11, 200, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	378, 863, 000千円
第1項 営業収益	363, 223, 000千円
第2項 営業外収益	14, 729, 000千円
第3項 特別利益	911, 000千円
収入合計	378, 863, 000千円

支出

第1款 水道経営費	373, 564, 000千円
第1項 営業費用	356, 873, 000千円
第2項 営業外費用	16, 691, 000千円

支出合計 373, 564, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106, 207, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	50, 193, 000千円
第1項 企業債	46, 295, 000千円
第2項 国庫補助金	124, 000千円
第3項 一般会計出資金	813, 000千円
第4項 固定資産売却収入	68, 000千円
第5項 その他資本収入	2, 893, 000千円
収入合計	50, 193, 000千円

支出

第1款 資本的支出	156, 400, 000千円
第1項 建設改良費	139, 209, 000千円
第2項 企業償還金	17, 191, 000千円
支出合計	156, 400, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和6年度～令和9年度	144, 013, 000千円
水道維持管理事業	令和6年度～令和8年度	2, 451, 000千円
水道施設補修事業	令和6年度～令和8年度	64, 257, 000千円
徴収事務委託事業	令和6年度～令和10年度	12, 160, 000千円
受託事業	令和6年度～令和9年度	4, 956, 000千円

合 計 227,837,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業	44,307,000千円
借換資	1,988,000千円
合 計	46,295,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は172,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

令和5年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,203,439m
(2) ポンプ所年間揚水量	891,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,788,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	6,010,918件
(5) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	180,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,240m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,970,000m ³
(3) 年間処理水量	398,348,000m ³
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業	16,300,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	370,302,000千円
第1項 営業収益	296,063,000千円
第2項 営業外収益	74,239,000千円

第2款 流域下水道事業収益	36,464,000千円
第1項 営業収益	22,519,000千円
第2項 営業外収益	13,945,000千円
収入合計	406,766,000千円

支出

第1款 下水道管理費	355,515,000千円
第1項 営業費用	343,903,000千円
第2項 営業外費用	10,601,000千円
第3項 特別損失	911,000千円
第4項 予備費	100,000千円
第2款 流域下水道経営費	39,202,000千円
第1項 営業費用	38,782,000千円
第2項 営業外費用	420,000千円
支出合計	394,717,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額167,521,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	174,238,000千円
第1項 企業債	91,610,000千円
第2項 一般会計出資金	27,256,000千円
第3項 国庫補助金	51,068,000千円
第4項 建設収入	505,492千円
第5項 その他資本収入	3,798,508千円
第2款 流域下水道事業資本的収入	16,406,000千円

第1項	企業債	2,115,000千円
第2項	一般会計出資金	1,000千円
第3項	国庫補助金	9,800,000千円
第4項	市町村負担金収入	4,476,000千円
第5項	固定資産売却収入	14,000千円
	収入合計	190,644,000千円
支出		
第1款	下水道事業資本的支出	336,343,000千円
第1項	下水道建設改良費	217,000,000千円
第2項	企業債償還金	119,343,000千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	21,822,000千円
第1項	流域下水道改良費	2,500,000千円
第2項	流域下水道建設費	16,300,000千円
第3項	企業債償還金	3,019,000千円
第4項	生活再建対策事業費	3,000千円
	支出合計	358,165,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和6年度～令和9年度	230,038,000千円
下水道維持管理事業	令和6年度～令和8年度	1,839,000千円
下水道施設補修事業	令和6年度～令和7年度	13,375,000千円
下水道施設の撤去	令和6年度	528,000千円
流域下水道建設改良事業	令和6年度～令和9年度	24,043,000千円
流域下水道維持管理事業	令和6年度～令和8年度	1,097,000千円

流域下水道施設補修事業	令和6年度	1,284,000千円
合 計		272,204,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	86,358,000千円
流域下水道建設事業	1,740,000千円
借換資	5,627,000千円
合 計	93,725,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を發行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は130,506,426千円である。

●東京都告示第五百七十四号

令和五年三月二十四日東京都議会の議決を得た令和五年の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年四月十日

東京都知事 小池百合子

令和5年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和5年度東京都一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ177,506,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,218,506,951千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	388,094,660	140,936,121	529,030,781
	01 国庫負担金	205,542,337	5,382,745	210,925,082
	02 国庫補助金	174,172,787	135,553,376	309,726,163
09	財産収入	47,462,666	620,000	48,082,666
	02 財産売払収入	24,296,504	620,000	24,916,504
11	繰入金	501,608,988	35,279,996	536,888,984
	03 基金繰入金	483,341,258	35,279,996	518,621,254
12	諸収入	424,749,615	670,834	425,420,449
	04 受託事業収入	56,874,998	622,928	57,497,926
	09 雑入	73,973,730	47,906	74,021,636
歳 入 合 計		8,041,000,000	177,506,951	8,218,506,951

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
07	福祉保健費	1,522,446,000	177,291,083	1,699,737,083
	01 福祉保健管理費	12,660,000	58,286	12,718,286
	02 医療政策費	49,104,000	982,284	50,086,284
	04 生活福祉費	44,919,000	15,621	44,934,621
	05 高齢社会対策費	231,731,000	3,255,368	234,986,368
	06 少子社会対策費	480,108,000	46,418	480,154,418
	07 障害者施策推進費	224,501,000	691,846	225,192,846
	08 健康安全費	20,863,000	169,034,490	189,897,490
	10 施設整備費	49,788,000	3,206,770	52,994,770
11	教育費	896,484,000	193,868	896,677,868
	01 教育管理費	39,803,000	23,862	39,826,862
	03 高等学校費	150,204,000	8,748	150,212,748
	04 特別支援学校費	93,516,000	27,605	93,543,605
	07 教育指導奨励費	38,653,000	133,653	38,786,653
12	学務費	243,336,000	22,000	243,358,000

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	02 私立学校振興費	218,811,000	22,000	218,833,000
歳 出 合 計		8,041,000,000	177,506,951	8,218,506,951

発 行 東 京 都
 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号
 電 話 〇 三 (五 三 二) 一 一 一 一 (代)

郵便番号
163-8001

定 価
 本 号 一 九 〇 円
 一 箇 月 六、六 〇 〇 円
 (郵 送 料 を 含 む)

印刷所
 勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東 京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号
 電 話 〇 三 (三 八 二) 五 二 〇 一 (代)

郵便番号
113-0001

